

施行せしか成績頗る良好なりしを以て自今之を法科及び経済科全部に実施することと為せり

夜間授業は毎日午後五時より之を開始す法科及び経済科学生は自己の都合に依り昼夜何れにても随意に選択修習することを得而して授業科目其他一切の学則は昼夜共に差異なし

311 中央大学記事（新学年の始業・入学試験及び編入試験・

補欠試験及び在外員試験・昼間授業及び夜間授業・法科

・経済科・商科・独特の図書館・新学長並びに新理事・

第二十七回卒業証書授与式・学年試験問題）

〔『法学新報』第22巻8（256）号 大正元年9月1日〕

○中央大学記事

○新学年の始業 授業は例に依り来る十一日より開始すべし

○入学試験及び編入試験 大学本科及専門科への入学試験は来る一日、九日及び十六日の三回各科二年級以上の編入試験も来る一日を始めとして九日、十六日の三回挙行する筈なり

○補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くる能はざりし者の為め行ふ補欠試験は本月中旬を以て挙行し又在外員の学年試験は例年の通来る十月月中旬より挙行の筈なるか在外員の卒業及び在外員より校内生に転学希望者近年著しく増加した

れば本年も亦多数の受験者あるべし

照して論評すべし

Terry's Common Law.

Anson's Law of Contracts.

Bigelow's Law of Torts.

Bigelow's Elements of Equity.

Chalmer's Sale of Goods Act.

○昼間授業及び夜間授業 法科に於ては前学年より夜間授業を開始し泰西の制度に倣ひ同一の科目を一講師に担当せしめ同一講座を複数置し学生の選択に任する方法を新設して試に其一部に

兼修し得る便を開く等二年級以上財界の実地に赴く者を割然区別を為し新学年より夜間授業を開始したり而して新学年に於ける学科担任講師は左の如し

たるものに係り学科組織授業方法及び時間等をも実用を旨とした創設以来三星霜を経前学年を以て漸く第一回卒業生を出せしか幸に世間の同情を博し三井、三菱、日本郵船、満鉄、東京瓦斯、日本麦酒の諸会社を始め其他の会社、商店等に傭聘せられ夫夫就職することを得たり自今益々其特長の發展に努め殊に演習及び実践に付ては関博士自身其任に当らるるの外内外實際の商況に精通せる諸名士に之を嘱託したり而して各科担任講師は左の如し



○商科 商科は欧米最新の制度を参照して関博士の立案せられ

統計学 法学士 三浦 恵一 民 法 法学士 西川 一男

商 法 法学士 嘉山 幹一 國際法
法学博士 中村 進午

法学博士 山田 三良

石川 文吾

長谷川方文

ウリアム・ハリス

アーネスト・ルース

工業通論 松浦 和平 英 語

岡田 実麿

片山 寛

○独特的の図書館 本大学図書館は英吉利法律学校創立当時の設置に係り内外の書籍数万部を備へ殊に英國法律書に至ては帝國大学図書館に比して遜色なしと称せられしか今回歐洲刑事法学の泰斗にして有名なる藏書家フォン、ビルク マイヤー博士の

刑法を中心と為せる法律書約八千三百巻を奥田文庫に譲受けたれば此種書籍の完備したるものは本邦中他に類例なき所にして聊か世上に誇示するに足るへし

○新学長並新理事 学長菊池法学博士永眠せられたるに付き学長並に理事選定の為め先般社員総会を開き互選の結果理事法学博士奥田義人氏学長に、法学博士岡野敬次郎氏理事に當選しそ月十二日主務省の認可ありたり

○第二十七回卒業証書授与式 中央大学に於ては去る七月五日午後二時より大講堂に於て第二十七回卒業証書授与式を行せり定刻学生、卒業生並に來賓諸氏一同の著席するや理事伊藤悌治氏は立て学事の報告を為し特に今回商科第一回卒業生を出し

たるか殆ど全部今日迄に就職することを得たるは社会の同情と本学出身先輩諸氏の後援に依るものなる旨を附言し夫より学長菊池武夫氏は病の為め出席せられざるを以て理事奥田義人氏交代卒業生並に各優等者に対し卒業証書並に褒賞を授与し了て次の如く懇篤なる訓辞を与へ

私は学長に代つて一言卒業諸君に対して告別の辞を述べたいと考えます

諸君は三年前に本大学に入つて日夜勉学せられた結果三年以後の今日卒業証書を得て是より分家して各一家を創立せらるると云ふ場合に立ち至りましたのであつて、諸君に取つては誠に目出度いことであり本大学に於ても亦頗る満足を表するのであります思ふに諸君の在学三年の間には諸君の身辺に種種雑多の累があつたことであろうと信じます現に私の承知して居る所に依りましても本日優等の成績を以て卒業証書を得られた方の中に夜半起きて牛乳配達をなし依て得たる些少の收入を学資に充て昼の間は本大学に出入して講義を聴き切磋琢磨の功を積むで優等の成績で今回卒業せらるるに至つた方も一二あります私の直接に承知して居るのは此一二でありますけれども卒業諸君の多くは之に類似する苦心をせられ又難難を嘗められたことであろうと信ずべき証拠は多多有して居るのであります殊に隣邦支那より本大学に留学して居られた方方は総数二百五十名程ありまして其内五十余名は本日卒業証書を得らるべき筈であつたのであります然るに昨年秋頃より未曾有の国変を生じ一家眷族の消息の知れざるは勿論國家

の前途さへ如何に成行くべきか殆ど寸前暗黒の状態に陥つた様な不幸に遭遇せられた結果少数を除く外は中途にして帰国を余儀なくせらるるに至つた様な次第で隣邦の好みに加ふるに同学の好みある吾吾は衷心実に同情に堪へぬのであります斯る訳よりして卒業証書を得らるべき方の五十余名もあるべきのが本日は僅かに十九名のみ此榮を得ることになつたのであります此少數の諸君は不幸中に幸を得られたのであるとは申すものの其心中を忖度しますれば愉快の中に亦無限の不安が含まれて居ることを疑はぬのであります彼れと云ひ是れと云ひ諸君は辛苦艱難を嘗め来られたのに拘らず所謂精神一到何事不成で諸君は即ち鞏固なる精神を以て能く此辛苦艱難に堪へ蛍雪の功を積みて卒業の栄を得られたのであるから今日となつて見れば諸君は是れまでの辛苦艱難を打忘れ縱令一時でも愉快に感ぜられることはあろうと思ひますが吾吾に於ても亦大に愉快に感ずるのであります由來人の一生の中には他人から目出度いと言はれるることは必ずしも少なくないので妻を迎へても目出度いと云はれ子が出来ても目出度いと云はれ年老ひて齡六十一になれば還暦の祝ひとして目出度いと云はれ尚ほ一層進んで齡七十に達すれば古稀の祝ひとて是れ亦目出度いと云はれます即ち一生の中に目出度いと云はれることは御互が長寿して居ますれば五度や六度はある訳であります去りながら是等の目出度さは諸君が学校を卒業せられた目出度さとは非常に其性質が違ひ又非常に諸君の感じが違ふのであるうと信ずるのであります妻を迎へるも固より目出度

い迎へた人は必ず愉快に考へるのでありますやう子の出来たも固より目出度い子を持つた人は愉快に感ずるのでありますやう其他還暦と云ひ古稀と云ひ他人から目出度いと云はれ其齡に達した人も自ら愉快に考へるのであらうけれども他面を顧みれば身に纏ふ所の累が次第に多く之れに伴ふ所の苦心も亦容易なものでありますから目出度が目出度にならず愉快が愉快にならぬのが世の常であります言ひ換ゆれば内は妻子眷族身辺に相纏ひ外は社会の風波に揉まれて容易ならぬ苦心が存して居りますから一面に目出度いとか愉快とか感じても其感は相殺せられて仕舞ふ嫌ひがあります之れに反して学校を卒業した時は所謂人生の初歩であつて右様な累が少なく苦心があつても其苦心の性質が単純であるから他人から目出度いと云はれるに伴ひ自分も亦愉快に感じて是れまで嘗めた苦心が多ければ多い程愉快を感じる程度が高くて前途の樂みが愈々深くなるものであります英雄の奈破翁ですらも書冊に依つて見ますと一生の中に学校を卒業をした時位愉快に思つたことはないと言ふて居ります此話は今に於ては眞偽を確かめることは出来ぬけれども察するに眞実のことであつたらうと考えられます諸君の感は兎も角もとして諸君は今日より自独立して社会各方面に活動せらるる地位に立たるることになるのでありますですが儲て右様になつた暁には是れまで御互に一家眷族として円満に暮して居りました状態とは非常に違ふ所があつて今日の愉快は忽ちに明日より苦心の種となると云

ふことを心得て居つて貰はなくてはならぬのであります古人が「世の中を渡りくらべて今ぞ知る阿波の鳴戸に波風はなし」と云ふ歌を詠んで居りますが此歌は世の中の状態を能く写したもので私が諸君に謂はんと欲する所は皆此三十一文字の中に謂ひ尽されて居ります即ち諸君は此三十一文字で諸君が是れより遭遇せらるる状態を察せらることが出来ると信じます故に此三十一文字を借りて茲に諸君の覺悟を促かして置くのであります併し^(マ)から諸君は此の荒き浮世の波風の中に立つたからと申しても諸君が是れまで苦心慘憺を嘗めつつも勉学の功を積み今日の成績を得られた所の精神と勢力とを以て当られたならは阿波の鳴戸の風波何事があらむで必ずや諸君は此風波に打勝たることを疑ひも致しませぬが又是非とも左様なくしてはならぬのであります即ち諸君は今日より本大學の眷族たる地位を離れて各一家を創立されるのであつても相互の関係は所謂本家と分家の関係であることを忘れて仕舞はれては相ならぬのであります諸君は私の講釈で御聴きになりました通りに本家分家の関係は一種特別のもので其の間には親族關係の絶へた場合に於きましても尚ほ且つ其關係が持続せられる必要なる場合に於ては分家は廢しても本家の継続を計らなければならぬと云ふ關係を持つて居ることは御承知の通りであつて諸君は即ち本大學に対しては此地位に立たれる所の人人であります^(マ)換言せば諸君は他日本大學の相続人の位置に立つことのあるべき方方であります夫れ故に諸君は分家しても常に此本家あつて此分家あり此分家あつて此本

家ありと云ふ觀念を世の中の人に起さしめる様に心掛けて居られずではなりませぬ此本家があるに拘らず斯の如き分家を生じては實に本家の面目に關すると云ふ様なことが万万一ありますましたときには独り諸君が創立された所の分家の面目を汚す計りでない其影響をする所は尽く此の本家に及ぶのでありますから戸籍面では別れるのであっても實際に於ては離るべからざる關係が何所迄も持続せられて居るのであることを深く心に銘して一身一家を処せられることを偏に希望致します而して又尚ほ茲に併せて希望して置きたいのは諸君が三年の間本大学で修学をせられたとは申すものの実は唯各其の専門の学科に就いての大要を頭に入れられたに過ぎぬのであります世界の状態は日に月に進歩しつつあつて學術は又時時刻刻を争ふて其の進歩を促しつつある今日でありますから諸君は縱令各種の方面に於て種種の事業に當られるにしても常に本大学に居られた時と同様の心得を以て各自修められた所の學術を益々深く研究し愈々切磋の功を加へられ世の進歩に後れない様に心掛けられたい一事であります私は今日の卒業証書授与式に臨むで茲に私の希望する所を述べて以て告別の辭となし茲に諸君と御別れを告げます（拍手喝采）

植木寿雄氏は法科卒業生を代表して左の答辭を朗読し

惟時明治四十辛子ノ七月五日、本日ヲトシ我中央大學第二十七回卒業証書授与ノ式ヲ挙行セラレ司法大臣閣下並ニ朝野貴賓ノ御來臨ヲ辱ウシ高諭ヲ垂レ給フ生等得業生ノ光榮何物力之ニ加ヘンヤ而シテ學長閣下諄諄トシテ懇切ナル訓示ヲ下シ

給ヒ前途ヲ指示セラル寔ニ感銘ノ至リニ堪エス惟フニ方今物質科学ノ進歩驚胆スヘキモノアリト雖モ我精神学界ニアリテハ進歩遲々今尚羅馬ノ法理ニ出ツルコト僅カニ一步ニ過キスカントノ哲学ハ今尚一世ヲ指導ス爾余ノ研鑽真ニ枝葉ノミ生等法学ノ門ニ入りテヨリ研学數年僅カニ九牛ノ一毛ヲ得タル

ニ過キス出テテ直接業務ニ就クト入りテ学理蘊奥ノ淵源ヲ窮メントスルモノトヲ問ハス学海渺茫ノ間ニ輕舟ヲ走ラスノ意氣ナカルヘカラス
而シテ今ヤ各種ノ事業ノ設備完成ヲ告ケ之カ運用ノ妙人ニ待ツモノ多シ生等益々品性ノ陶冶ト精神ノ修養ヲ之レ励ミ百折屈セス千挫撓マス世路崎嶇タル間ニ單騎鞭ツノ概ナカルヘカラス

要スルニ吾人ノ今日ノ如キハ遼遠ナル前途ノ準備時代ニ於ケル微微タル一階梯ニ過キス他日國家須要ノ材トナリ以テ本学ノ鴻恩ニ報ゼンコトヲ期ス

明治四十五年七月六日 法律科卒業生總代 植木寿雄

次に宇田尚氏は経済科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

我中央大学ハ茲ニ第二十七回卒業証書授与ノ式ヲ挙ケラレ且朝野縉紳ノ臨場ヲ辱ウシ今又学長閣下ノ訓諭ヲ賜ル生等ノ光榮何ヲカ之ニ加ヘン

顧レハ生等本校ニ入りテヨリ茲ニ三星霜懇切ナル恩師ノ指導誘掖ヲ蒙リ健実ナル校風ニ浴シ漸ク其業ヲ卒フルコトヲ得タリ然レトモ其業ハ未タ精緻ヲ尽サス加フルニ生等ノ資性剪劣爾後恩師及諸先輩ノ殊遇ニ拋ルニ非スンハ以テ世運ノ推移ト

國勢ノ發展ニ伴ヒ敢為活動ノ素地作ル能ハス生等ハ此殊遇ヲ受ケ奮励努力慎密經營ノ材ヲ養ヒ以テ國家ノ進運ニ貢献シ併セテ恩師ノ鴻恩ニ酬ヒ諸先輩ノ希望ニ背カサランコトヲ期ス聊カ燕辭ヲ呈シテ答辞ト為ス

明治四十五年七月六日 経済科卒業生總代 宇田 尚

次に梶尾円平氏は商科卒業生を代表して左の答辞を朗読し

時維明治四十五年七月六日我中央大学ハ第二十七回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙行セラレ内外貴紳ノ臨席ヲ辱ウス生等ノ光榮何物カ之ニ加ヘン抑々我校ハ創立以来二十有余年、明治四十二年時勢ノ要求ニ応シテ商科ヲ新設セラルニ至リ生等本日ヲ以テ其第一回卒業生タルノ名譽ヲ荷フ実ニ欣喜ニ堪ヘサルナリ回顧スレハ講師諸先生ノ懇篤ナル指教ヲ辱ウスル幾星霜殊ニ学長閣下ヲ始メ幹部諸先生ノ熱心ニ其指導經營ノ任ニ当ラレ師弟ノ情実ニ親子モ啻ナラス是レ我校ノ特色ニシテ常ニ生等ノ感佩措カサル所ナリ今ヤ生等母校ヲ辞シテ是ヨリ渺茫タル社会ノ大海ニ掉シ正直ト勤勉トノ指針ニ依リ多年学脩セシ智識ヲ活用シテ以テ理想ノ彼岸ニ進航セントス爾今社会ノ激浪ハ絶ヘス生等ノ小舟ヲ翻弄スヘク誘惑ノ颶風ハ常ニ生等ノ指針ヲ紛更スヘシ此秋ニ際シ生等ハ唯不屈不撓ノ勇ヲ鼓シ奮戰力闘シテ必ス万里ノ波濤ヲ突破シ月清ク花馨シキ彼岸ニ到達シ以テ本学出身タルノ名ヲ完ウシ母校今日ノ恩ニ答フル事ヲ期セントス茲ニ商科卒業生一同ニ代リ聊カ所感ヲ述ヘテ答辞ト為ス

明治四十五年七月六日

商科第一回卒業生総代 梶尾円平

最後に辛揚藻氏は中華民国卒業生に代り左の答辭を朗讀せり

明治四十五年七月六日本大学第二十七回卒業証書授与式ヲ挙行セラルニ当リ内外ノ貴賓ノ惠臨ヲ辱ウス生等其盛式ニ列シ得ルハ生等ノ深ク光榮トスル所ナリ迴憶ス生等ノ笈ヲ負ヒ

テ東來シ本大学ニ業ヲ受クル茲ニ幾日月ヲ経其ノ間学長閣下ノ指導ト各位賢師ノ誘掖トヲ蒙リ浩博ナル学海ニ指針ヲ与ヘテ以テ精邃ナル真理ヲ求ム今ヤ法律經濟全科ノ研究ヲ了シテ卒業証書ヲ授与セラレ且ツ学長閣下ヨリ懇篤ナル訓諭ヲ賜ハル生等感謝ノ情ハ實ニ筆舌ノ尽シ難キ所タリ惟フニ貴國ト敝國トハ数千年来親善ノ交際ヲ有シ殊ニ今後密著ノ関係ハ益々多シ生等帰国シ各其學習シタル所ニ従ヒ国事ニ尽瘁シテ貴國ト共ニ東亞ノ平和ヲ保障スルニ力メント欲ス是レ生等ノ永誌シテ忘レサル所ナリ謹テ辭詞ヲ以テ答詞ト為ス

明治四十五年七月六日 中華民国留学生總代 辛揚藻
右了て来賓司法大臣松田正久閣下の左の祝辭は秘書官福井準造氏之を代続せられ

本日中央大學第二十回^(マニ)卒業証書授与式ヲ挙行セラル惟フニ本校ハ創始以来幾多ノ星霜ヲ經校紀嚴肅ニシテ成績佳良ノ卒業生数千人ヲ出タシ朝野ノ法曹界ヲ裨益スルコト幾何ナルヲ知ラス教職ニアル各位ノ努力亦想フヘシ

抑モ本校ハ往年特ニ司法大臣ヨリ下賜金ノ命アリ是レ蓋シ本校カ司法ノ官職ニ適スル濟濟多士ヲ養成セルニ職由セスンハ非サルナリ

今回卒業ノ諸子モ愈々學術ヲ實地ニ應用シ其ノ所期ヲ貫徹スルニ誤マラサレハ乃チ本校ノ教育スル所ニ專負セスト謂フヘシ請フ諸子意ヲ此ニ注カレンコトヲ爰ニ一言シテ以テ之ヲ祝ス

明治四十五年七月六日

司法大臣 松田正久

次に學員遞信書記官森義一氏は左の祝辭を述へ

簡単に祝辭を申します、諸君は多年蠆雪の功を積まれまして

卒業の成績を得られ本日朝野貴紳の面前に於て榮譽ある卒業証書を得られたのであります、本学五千有余の出身者は社会

の各方面に於て各奮効努力し、社會に貢獻することが決して

尠ながらざるのであります、然るに今又最も新しい智識を有

せらるる新進氣鋭なる諸君を我學員会に迎ふことを得まし

たのは學員会に一段の光彩を添へる所以で、今後我學員会は

一層見るべき所の成績のあるのを深く信じて疑はぬのであり

ます、先刻來學長代理の告辭がありました、諸君と共に親し

く拝聴しまして、一一感銘致しました、斯く懇篤なる教を賜

りました以上は最早吾吾之に蛇足を添へるの必要を認めない

のであります、唯右御教示の次第を諸君と共に服膺致しまし

て御互に相寄り相助けて一致協力國家の為に微力を致して以

て校恩の万一に報ゆると共に此教諭に背かざることを此席に

於て御約束致したいのであります、茲に諸君の御成業を祝し、

社會の人として諸君の門出を祝ひ、尚ほ學員会に諸君を迎ふ

る喜びの意を表し併せて将来の健全なる御發展を切に祈る次第でございます、終りに臨みまして諸君の健康を祝します

次に来賓勸業銀行総裁志村源太郎氏は左の祝辞を述べられ

学長閣下及び諸君私は今日の卒業式に対しまして一言の祝辞

を述ぶるの光榮を有します

卒業生諸君 諸君は多年御研鑽の功を積まれまして今日卒業証書授与の光榮を荷はれましたのは誠に衷心諸君に対しまして御喜を申上げたく存する次第でございます、諸君は從来多年御研学の此學窓を出られまして是から社会の活舞台に立たれ実行の壇上に上らるのでございます、私は此実行の活舞台に上らるる所の諸君に一言の餞別を呈したいと存じます、固より薄学淺才の私でございますから諸君に対しましては何等取るに足らぬ所の事柄でございませうが、多少方面の変りましたものの申すことでございます、暫く御清聴を煩しく存じます

諸君 今日の社会と云ふものは全体どう云ふ状態でありますか、政治とか其他の方面に就きましては私は何等知ることがございませぬ、唯之を經濟及び實業の方面から觀察して見ますと云ふと世界各国が或は英とか獨とか仏とか米とか、各其国を分つて境界を異に致して居ります、或は商業を以て国を立てるものがあります、或は工業を以て國を立てるものがあります、或は農業を以て立国の基礎として居るものがあります、若くは産業勃興を唱へて居る所があります、又仏蘭西の如き或は資本を供給するを以て重なる立国の事業の如くして居る様に見られる國もあります、又各國が斯様に各其趣きを異にして居ると同じやうに我日本国内に於きまして吾吾の

周囲を取巻いて居る所の経済社会の状態は如何でございませう、或は農業に從事して居る者があり、商業工業に從事して居る者があり、各種各般の事業に各個人は從事して居ります、日日営業として東に奔り西に走り南北に狂奔して其業に就いて居ります、其状態と云ふものは抑如何なる必要があつて斯う云ふ状態になり来つたのであるか、宗教家は或は之を神の力と云はれるか知りませぬ、併ながら吾吾實業界にあります俗眼では私共は是れは単純に極めて俗解を以て数千年來の多年の経験に依つて生産、消費及び交換の發達と云ふものは斯の如くに分業制度に依るのが最も有効である、最も廉直なる所の力を以て最大なる効果を得やうとするには斯の如く分業の制度或は國を分ち或は国人か業を分つと云ふ分業の制度が最も有効であると云ふが為めに、此數千年来の経験上是れに至つたものと俗解を致して居ります、諸君は其所謂活舞台に於て其分業の経済社会に飛込まれるのであります、法律科の諸君と雖も矢張社会より解脱する訳にはいきませぬ、況んや經濟科、商科の卒業の方方に於ては其最も中心に飛込まれるのであろうと思ひます、而して其活舞台に上らるる所の諸君は如何なる心懸を持たれたら宜からうかと云ふことは一日の長たる私が一言諸君に御餞別をしたいと考へるのであります、但し其事柄たるや決して奇抜でない極めて平凡であります

私は第一に諸君が学業に勉強であられた如く是から世の中に出て居る様に見られる所があります、又各國が斯様に各其趣きを異にして居ると同じやうに我日本国内に於きまして吾吾の

を以て勉強であられたい、熱心であられたいと云ふことを第一に必要条件と考へるのあります、抑実業の事柄と云ふものは就中細かうございます、如何にも小さうございます、或は帳面を記けることが一の事業になつて居る、或は単純に算盤を弾いて居ることが一の事業になつて居ります若くは文書の受付をするのも一の事業になつて居ります、此学校に於て大家の議論を聴かれた諸君から見ますと如何にも細かい、全く微分子の仕事を取扱はれることになります、多くは實に詰らない仕事である、吾吾の多年学んだ所の学才と云ふものは施す所がない誠に詰らないと云ふ観念を起す人が随分あるのでございますが、併しそこが唯今申しました分業の世の中であります、今日は実業界に於きましては分業は寧ろ極度に達して居ります、非常な極度に進んで居ります、それでありまづからして一局部の仕事と云ふものは隨分諸君から御覧になると詰らん仕事であるが、併し其仕事の關係する所は極めて広いのであります、誠に所謂受付の仕事、諸君が能く見られる或は銀行会社に往くと極く幼年の子供か女か若くは老眼鏡を掛ける先生が机を前に控へて居る、受付の仕事は等の仕事と云ふものは誠に詰らん仕事である、走りながら其仕事に若し過失がありましたならば其過失になつた仕事と云ふものは其銀行なり会社の事業の總体に影響致しまして其為めに其会社の事業が後れるのであります、極く一小部分の詰らない仕事でありますですがそれが大体に於て関聯を有つて居ります、それでありますから私共から申すと仕事に輕重の差別はない

と申して宜からうと思ひます、少なくも是れが軽いと云ふ仕事は一つもないと思ひます、それで如何なる御事業に諸君は是から御従事になるか知れませぬ、例へば先刻の御報告に依りますと各会社に入られる商科の御卒業諸君はどう云ふ方面の分担を受けられるか知らんが、察するに矢張一部分の仕事に違ひないと思ひます、私はさう云ふ方方に向つて特に御注意あつて其仕事は矢張会社の大体に影響する仕事である、皆其仕事と云ふものは少なくも社会に於て起つて居る会社たる以上は矢張其社会の進運に影響する会社であります、其会社の影響と云ふものは社会の進運に影響すると云ふことに廣く考を以て熱心其仕事に御従事あらんことを第一に必要と考へます

第二には事を研究すると云ふことが私は極めて必要と考へます、諸君は日日研究に馴れて居られる方方である、申上げる迄もないであります、併ながら是れが又書物に就いて研究するのと、實際事務に當つて研究するのは自から方面が違ひます、私は特に其事を申しますが矢張同じ態度に於て其研究を続けて頂きたいであります、諸君と普通の子僧上りのものとの違ひは何であるかと云ふと研究心があるかないか、従つて自分の担当して居る所の仕事の本來の性質は如何なるものか、之に關係する所のものは如何なる度合であるかと云ふことを確に早く領得せられたものが多年功を積まれたものとさうでないものとの大なる區別と思ひます、諸君は学窓に於けると同じく社会の活舞台に於ても同じく研究心は決して去る

べからざるものと考へます、唯形式に依つて事を処弁するものは同じ類似の事柄でない、寧ろ形式の変つたことに出遭ふと何等の方便が出ない、事の実質を能く了解して居れば縦令形式の変つた事柄が現れて來ても直ちに処断する方法が付きます、物の実質を了解し本領を会得して其事務を執つて往くと云ふ事柄は極めて必要であります、即ち研究心は何時迄も去るべからざるものであろうと思ひます、貝原益軒の言葉に「学は疑あるを貴ぶ大に疑へば即ち大に進み、少しく疑へば少しく進む、疑なければ進む能はず」斯う云ふ言葉があるやうに私は記憶して居りますが、是れは啻に学問計りではないと思います、世間一体のこと皆さうだらうと思ひます、最も改良すべき世の中と思ひます、一日も疑なかるべからず、一日も研究心を捨ててはならぬと考へます

又講師総代法学博士桑田熊藏氏は左の祝辞を述べられたり

私は僭越ながら茲に講師を代表して諸君に祝辞を呈し、併せて告別の辞を述べたいと思ひます

卒業式の祝辞、送別の言葉は大抵極つたもので千變一律、余り変つた名論も出ませぬ、けれども真理は何時迄も真理で社会状態が如何に变らうとも、時勢が如何に变らうとも真理は常に真理であります、私は茲に諸君に向つて一言人格の養成に最も意を用ひられんことを希望して置きたい、此事は最も日本の現状に徴して必要であり直接であると信じますから特に此一言を諸君に呈します、昨年独逸の前大使であつて最も有力な政治家が日本に参りました、日本の社会活動の方面殊に実業界の方面を最も精しく調べて帰つて報告をした、其報告の一節に日本の国は近時非常な進歩をした、そこで戦役の後に当つて欧羅巴の実業家が日本に往つて資本放下の道を求めたけれども、憾むらくは日本の実業界には信用地を払つて實業家の人格甚だ低いから、日本には到底資本放下は出来ぬす

と云ふ訳で手を空しうして帰つたものが多いと云ふことを聞きましたと云ふことを其人が報告した、吾吾之に就きまして如何にも遺憾に思ふ、愛國の情に訴へて之を弁護したいけれども悲ひ哉事実は最高の裁判官であるから日本現在の事情から之に対して反証を挙げ得ない、そこに如何ともしやうがない、諸君が是から日本の社会に這入られる以上は此事に最も御注意あらんことを願ふ、人格の養成と云ふことは近來大分世間で八釜敷く申します、社会の先覚者も頻りに此事を八釜敷く申しますが、之を言ふ其人も实行之に伴はずして、又社会一般に之に耳を傾けないことは何であるかと云ひますと之には一の原因がある、其原因是經濟上の事情である精しく云へば生活の困難、生活難と云ふものが此原因である、社会の状態が益々変遷をしまして生存競争が烈しくなつて来ますと生活の困難が益々進む、そこで如何に人格を円滑に思想を堅固にしやうと思つても如何とも仕様がない、飯を食はなければ腹が減る、活動が出来なければ如何とも仕様がないから人格はどうでも宜い、兎に角生存競争に打勝てば宜いと云ふ考を有つて居ります、生活の必要に迫はれて何をやつても構はないと云ふことになる、そこで遂には追剥をした巡査が法廷に於て生活難を云ふて其行為を弁護しやうと云ふ訳になつて來たので、生活難で以て万事を解決をしやうと云ふ時勢、私が講壇に於て屢々申しましたが、独逸に近來新しい学説が起りました、社会万般のことを經濟の原因で以て解釈をしやうと云ふ、斯う云ふことで、道徳であつても宗教であつても政

治であつても総てのことを經濟の原因で解決をしやうと云ふ、斯う云ふ学派、此学派の誤つて居ることは私は屢々申しましたから多分諸君も御承知だらうと思ひますが、此学派が不幸にして我日本の社会に於て有力な証明を得た、日本の社会が総てのことを經濟の上に衣食住の関係で説明せんとする状態に立至つた、私は此社会の状態を変へることが生活の問題以外に人間の価値があると思ふ、渴しても盗泉の水を飲まずと云ふのが是れが人間の価値ある所以で、人は唯經濟の奴隸にあらず、經濟以外に人間の生存の条件があることを信じます、又其社会の進歩発達は唯物質の進歩発達にあらずして精神的の進歩発達が之に伴はずしては到底如何ともすることが出来ぬことと信じます、現在欧羅巴の国々が非常な進歩を為して居ります所以は是れは精神と物質と相伴つて進歩して居る結果であります、我国は一小国を以て世界に雄飛せんとする時に當つては此物質と精神と両方面の進歩を主としなければならぬ、殊に吾吾青年は最も此点に於て注意することであろうと存じます、諸君も此大学を出られて非常に猛烈なる生存競争の社会に這入られるのであります、此時に当りまして中央大学の卒業生は啻に學術に於て優秀であるのみならず、人格に於て一種の特長あることを世間に示されんことを切に希望致します、朝野の名士の前で如何にも村夫子然たることを申しまして相済みませぬ、之を以て送別の辞と致します。

右孰れも拍手の間に終りを告げ別室に於て来賓には立食の饗應

あり次て卒業生並に講師諸先輩は紀念の撮影を為し其より新旧

学員の懇親会を開き數番の演説あり又余興を演する者二三ありて其各自十二分の歓を尽して散会したるは午後六時を過く尚ほ

当日学員総会に於ては理事小栗盛太郎氏より弁護士田中嘉平、長崎控訴院判事臼井武松、国民新聞記者森山達枝、中央新聞記者朝比奈長の四氏を学員に推選の旨を発議して満場の賛成を求められたる所一同異議なく可決したり当日の来賓中重なるものは石川文吾、稻田周之助、原嘉道、花園兼定、原田種徳、李晚奎、岡村輝彦、太田資時、大場茂馬、鷺見亀五郎、渡辺豊治、田中阿歌麿、高津鉢三郎、田上省三、内藤章、中山資信、村上恭一、桑田熊蔵、山本実彦、山田喜之助、丸山通一、松原一雄、福井準造、小林丑三郎、手塚光貴、三浦恵一、志村源太郎、塙谷恒太郎、菱谷精吾、広井辰太郎、関一、末広巖石の諸氏にして又学員会に出席せられたるは卒業諸氏の外生駒東一、岩崎鉄次郎、飯沼鬼一郎、伊沢芳蔵、林頼三郎、伴善光、西村勘之助、堀川寅次郎、星野照、岡野涉、小栗盛太郎、小山哲四郎、岡田泰蔵、渡辺澄也、渡辺福三郎、加藤龍門、川手忠義、川久保源治、吉田孝、吉田光男、高崎介蔵、田辺喜一、田中義仁、武田明、田村隆平、辻本友次郎、中山佐市、難波弁太郎、上田成章、野崎真三郎、雲田平太郎、胡桃正見、山田清一郎、山本一蔵、松沢卓規、松尾參三郎、古谷伊平、永瀧久吉、寺岡佐市、相原文四郎、朝比奈孝一、天野徳也、浅野正太郎、佐藤正之、佐野辰一郎、斎藤芳太郎、斎藤勇、佐々木祥吉、沢村直、木村精一、宮崎三郎、島野金吾、白尾清次、広吉邦太郎、森義一等の諸氏

なりし

卒業生姓名の如し

法律科本科

鳥取県平民	植木 寿雄	佐賀県平民	平城 慈門
滋賀県平民	成宮 季一	長野県平民	常田 力
兵庫県平民	白石栄太郎	中華民国	辛 揚 藻
中華民国	瞿曾沢	長野県平民	若林 繁藏
中華民国	熊錫晋	神奈川県平民	矢沢 謙
広島県平民	大島 義雄	中華民国	許卓然
中華民国	張彥倫		
中華民国	陳家琪	同	同
中華民国	蔡鼎勋	同	同
商科本科	陳仲揚	同	戴強
岡山県平民	梶尾 円平	茨城県平民	川崎亥之吉
栃木県平民	市塙 善吉	大分県平民	久恒 英都
広島県平民	熊田 哲夫	広島県平民	国貞 善一
茨城県平民	山岡 讓	埼玉県平民	松浦 忠次
福井県平民	宮地 文吾	東京府平民	三富浜太郎
東京府士族	松沢美三男	広島県平民	熊田 敏夫
岡山県平民	中務 平吉	岡山県平民	岡崎 一治
広島県平民	花本福次郎	石川県平民	大槻 了

一三四

○学年試験問題　去る六月十八日より開始同二十八日を以て終

優等今成悌二

大学豫科

給費生伴平太郎

商科專門科一年級

物
同 徒 生
吉田勇三郎

法律科專門科一年級

特待生 岩瀬修治

法律科本科
一年級

給費生青木雷三郎

法律科専門科二年級

優等關時次郎

給費生松隈昌隆

法律科本科二年級

憂等序曲

優等花本福次郎

特別賞品受領者 中務 平吉

法律科專門科三年級

實業同窓會寄 魏冕 四平

了したる明治四十五年度学年試験問題は左の如し

法律科第一年級

憲法（野村講師出題）

- 一 命令ノ主モナル種類ヲ列挙シ其各ノ特質ヲ説明スベシ
- 二 我邦ノ憲法上司法権ノ行政権ニ対スル独立ヲ保障スルノ規定存在スルヤ否ヤを説明スベシ

同（太田講師出題）（夜間授業部）

- 一 皇位繼承ノ法理及ヒ繼承者ノ資格ヲ論スベシ
- 二 国務大臣ノ国法上ノ地位及ヒ責任ヲ論スベシ
- 三 左ノ二題中ヨリ一題ヲ選ヒ解答スベシ

（イ）法律制定ノ手続

（ロ）貴族院ノ地位

刑法総論（泉二講師出題）

- 一 犯罪ノ成立ニ必要ナル一般ノ条件ヲ列記スベシ
- 二 他人ノ過失犯ニ対シテ共犯關係ヲ存スルコトヲ得ルヤ否ヤ
付キ所信ヲ延フベシ

民法総則（仁井田講師出題）

- 一 法人ノ本質及ヒ能力ヲ略説スベシ
- 二 未成年者甲其法定代理人ノ同意ヲ得シテ乙ノ委任代理人トナリ丙トノ間ニ或ル売買契約ヲ締結シタリ此売買契約ノ効力如何

物權法第一部（一）上講師出題

- 一 共有物ノ分割ノ方法及ヒ効果ヲ説明スベシ
- 二 地上權、永小作權及地役權各賃借權ト異ル所以ヲ論セヨ

債權総論（横田講師出題）

- 一 金錢債務ノ不履行ヨリ生スル損害賠償ヲ論ス
- 二 代位弁済トハ何ソヤ

親族法（奥田講師出題）

- 一 嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ區別ヲ説明スベシ
- 二 夫婦財產制ノ大要ヲ説明スベシ

同（島田講師出題）（夜間授業部）

- 一 廢絶家再興ト家督相続トノ効果ノ差異ヲ説明スベシ
- 二 婚姻解消ノ効果ヲ説明スベシ

経済学（金井講師出題）

- 一 国民經濟上ノ資本ト個人經濟上ノ資本トノ區別ヲ説明スベシ

二 分業ノ發達ヲ制限スルモノハ何ソヤ
テリー氏英國普通法（二）上講師出題）（英法科）

1. Compare the double system of rights in the English law with the similar dualism in the Roman law.
2. What is a contingent remainder?
3. When are false and derogatory publications about a person actionable per se?
4. On what grounds is a person held responsible for another's conduct?
5. What is the common law rule for reckoning degrees of relationship among collateral kin?

独立刑法（大場講師出題）（独立法科）

| 刑罰ノ觀念（Begriff der Strafe）ヲ説明セラ

1| 因果関係（Kausalzusammenhang）ニ於ケル通説ヲ説明セラ

ミ

独立経済学（関場講師出題）（独立法科）

1. „Arbeitsteilung“ im Sinne der Volkswirtschaftslehre bedeutet

: mehrere Personen, Wirtschaften, Betriebe oder Unternehmungen teilen sich in eine Arbeit, die eine entmeder bis

dahin allein verrichtet hat oder doch verrichten könnte, und zwar zu ungleichen Teilen, so dass jeder einen anderen Teil der Gesamtarbeit verrichtet—denjenigen nämlich, den er am besten verrichten kann.

2. Die Unternehmung ist in der modernen Volkswirtschaft regelmässig Verbindung von einem Kapital und eigener Arbeit oder auch nur ersterem mit fremdem Kapital und fremder Arbeit, die „ausführende“ Arbeit und „Lohnarbeit“ ist.

3. (a) Der Scheck,

(b) Die Banknote.

法律科第一年級

国際公法（中村講師出題）

1 日米犯罪人引渡条約ト日露犯罪人引渡条約トヲ比較論評セラ

ミ

1 窃盜罪構成ノ条件ヲ列挙セラ

11 殺人ト致死ノ区別ヲ説明セラ

物權法第二部（富井講師出題）

1 先取特權、質權及ヒ抵當權ハ其目的物以外ノ物ニ付キ之ヲ

行フコトヲ得ル場合アリヤ若シ之アリトセハ其場合及ヒ要件

如何

11 債權質ノ実行方法如何

債權各論（村上講師出題）

1 双務契約ト有償契約トハ常ニ一致スルヤ否ヤ例ヲ挙ケテ答ヘ

クミ

11 左ニ掲ケタルモノノ意義ヲ答ヘラ

(甲) 手附 (乙) 敷金 (丙) 解約

相続法（牧野講師出題）

1 限定期認ノ効力ヲ説明スベシ

11 遺嘱ノ確認ト遺嘱書ノ検定トノ差異ヲ説明スベシ

商法総論及商行為（佐竹講師出題）

1 代理商ノ為ス媒介ト仲立人ノ媒介トハ法律上ノ性質及ヒ効力ニ於テ如何ナル差異アリヤ

11 質入証券ノ所持人ハ如何ニシテ其弁済ヲ得ルヤ

11 問屋カ委託者ノ為ニ買入レタル物品カ尙問屋ノ手ニ在ル問屋ノ債權者ハ之ヲ差押フルコトヲ得ルヤ
問屋ヨリ物品ノ買入ヲ為シタル者其代金ヲ直接ニ其物品販売ノ委託者ニ支払ヒタルトキ其支払ノ効力如ヘ

刑法各論（大場講師出題）

会社法（松本講師出題）

- 1 会社ノ代表機關ノ性質ヲ論述スル
 1 株式会社ノ貸借対照表ニ於テ資本及ヒ準備金ノ項目ベ如何
 ナル用ハ為スヤ
- 手形法 (佐竹講師出題)
- 1 錯謬ノ手形行為ニ及ホス効力如何
 1 支払拒絶証書作成期間経過後ノ裏書ノ性質及ヒ効力如何
- II 手形ノ溯及権トハ如何
- 刑事訴訟法 (三木講師出題)
- 1 自由心証主義ノ意義ヲ説明スル
 1 各種ノ確定判決ニ就キ一事不再理ノ原則ヲ適用ハ得ケサヤ
 ケヤカ説明スル
- 此事訴訟法第一編 (前田講師出題)
- 1 合意管轄ヲ論ス
 1 主参加、必要的共同訴訟、告知参加ノ意義ヲ略述スル
 英国会社法 (松村講師出題) (英法科)
1. Explain
 - (1) Preference shares.
 - (2) Ordinary shares.
 - (3) Founders' or deferred- shares.
 2. What are 'Share warrants'?
 3. What are the auditors' duties?
 4. What are the profits payable as dividends?
- ハハハハ出契約法 (久保講師主題) (英法科)
1. How is Contract under seal(deed)made?

- (b) Explain the nature of bonds.
2. Explain the characteristics of misrepresentation.
3. 以下ノ語ノ意味ヲ簡単ニ説明スヘシ
 - (a) Gratuitous promise.
 - (b) Gratuitous employment.
 - (c) Executory contract.
 - (d) Executed contract.
 - (e) Composition with creditors.
 - (f) Compromise of a suit.

4. 次ノ句 (4 Section of Statute of Fraud) の意味ヲ問フ
 (59 Page)

No action shall be brought whereby to charge any executor

or administrator upon any special promise to answer damages
 out of his own estate ; or whereby to charge the defendant
 upn any special promise to answer for the debt default or mis-
 carriage of another person ; unless the agreement upon which
 such action shall be brought, or some memorandum or note
 thereof shall be in writing, and signed by the party to be
 charged therewith, or some other person thereunto by him
 lawfully authorised.

憲法改憲論稿 (渡辺講師主題) (憲法科)

1. Was ist der Gerichtsstand des Erfullungsorts?
2. Wie unterscheidet man die notwendige Streigenossenschaft
 zu der einsachen?

3. Was ist der Begriff der Verhandlungsmaxime?

4. Was ist der Begriff der Mündlichkeitsprinzip?

法律科第II年級

國際私法（山田講師出題）

1 行為地法ニ依ルベキ場合ニ其地ニ法律無キトキハ如何ニス
＜キカ

11 夫婦財産制ハ国籍ノ変更ニ伴フテ変更スベキヤ否ヤ

行政法（阿部講師出題）

1 左ノ一問ヲ選択スベシ

(一) 行政契約（公法上ノ契約）ヲ論ス

(二) 官序ノ代理ヲ論ス

(三) 官吏ノ服従義務ヲ論ス

11 左ノ一問ヲ選択スベシ

(一) 自治体（公共団体、公法人）ノ種別ヲ論ス

(二) 自治体ノ固有事務及ヒ委任事務ヲ論ス

(三) 行政訴訟ト訴願及ヒ行政訴訟ト民事訴訟トノ関係ヲ論ス

ス

保険法（青山講師出題）

1 保険価額、保険金額、損害填補額ノ意義ヲ問フ

11 保険料ノ不可分トハ何ヲ謂フカ

11 再保険ノ意義ヲ述ヘ其締結力原保険ニ及ホス關係ヲ調べ更
其法理上ノ性質ニ論及スベシ

以上三問中其二問ヲ択ヒ解答スベシ

海商法（市村講師出題）

左ノ一問ヲ選択シテ答フベシ

1 船舶所有者カ委付ノ登記ヲ為シタル後ニ於テ未収ノ運送貨

ヲ受取リタルトキハ其運賃ノ受領ハ船舶所有者ニ對シテ如何
ナル法律關係ヲ生スルヤ

1 救助ニ關係シタル船舶ノ船員ハ救助セラレタル物ノ上ニ如
何ナル権利ヲ有スルヤ

11 貸借船舶ヲ救助スルモノアリタル場合ニ於テ其船舶ノ所有
権ヲ有スル者ハ救助料ヲ支払フ義務アリヤ

破産法（前田講師出題）

1 取戻権、別除権、財團債権ノ意義ヲ説明スベシ

11 破産ノ原因ヲ説明スベシ

民訴二編乃至五編（岩田講師出題）

1 終局判決ト中間判決トノ區別ヲ説明スベシ

11 書証ノ意義ヲ説明スベシ

民事第六編以下（三淵講師出題）

1 執行判決トハ何ソヤ

11 照査手続ヲ説明セヨ

財政学（馬場講師出題）

1 現今吾邦ニ於テ新ニ租税ヲ起サントシ又ハ増税セントスレ
ハ如何ナル税種ヲ選フベキヤ

11 一方ニ国債ヲ償還シツツ他方ニ新債ヲ起スハ不可ナリト謂
フ果シテ然ルヤ

英國衡平法（土方講師出題）（英法科）

Translate into Japanese the following sentences.

1. From this short sketch of the rise of the Court of Chancery, it will readily and correctly be inferred that at first there was no system of equity jurisprudence, and that the court was governed by, or at least followed, no settled rules of law; and this fact will account for the apparently strange definitions of equity given in the old books. But, at the present day, equity is bound by settled rules as completely as a court of common law. The Court of Chancery itself now declares that there are certain fixed principles upon which equity proceeds. It decides new cases as they rise, by the application of principles upon which former cases have been decided, and is bound by such principles equally with the other tribunals of justice.
 2. Express trusts, or trusts by direct volition, arise where property has actually, or in contemplation of law, been conferred upon and accepted by one person on the terms of using it for the benefit of another. The former person is the legal owner, and is called the trustee; the latter is the equitable owner, and is called the cestui que trust. And the trustee, being the admitted owner at law, may deal with the property at law as his own; while the equitable ownership, or right to compel performance of the trust, is cognizable only in equity.

and a special indorsement?

- (b) Is a partial indorsement valid?

(c) In what case is an indorsement restrictive ?

3. In what cases does the holder of a bill acquire an immediate right of recourse against antecedent parties ?

no system of equity jurisprudence, and that the court was governed by, or at least followed, no settled rules of law ; and this fact will account for the apparently strange definitions of equity given in the old books. But, at the present day, equity is

- (a) a holder in due course,
 (b) a referee in case of need,

certain fixed principles upon which equity proceeds. It decides

5. 次ノ条項ノ意味ヲ問フ (1 Seet, 36.2)

which former cases have been decided, and is bound by such principles equally with the other tribunals of justice.

2. Express trusts, or trusts by direct volition, arise where property has actually, or in contemplation of law, been conferred upon and accepted by one person on the terms of using it for

ビゲロー氏私犯法（池田講師出題）（英法科）

1. Explain the following terms :—

Duty, Obligation, permission, privilege, Right in rem, Slander of title.

2. Explain the nature of the right that is violated when A procures B to break his (B's) contract with C.

3. Define a deceit and give two examples of it.

欺罔極甚 (戲謔譏諷至極) (欺詐甚)

1. Erklären Sie den Unterschied zwischen dem kaufmännischen (貿易的) und dem gewerblichen (商業的) Recht.

英國手形法（久保講師出題）（英法科）

1. Explain the nature and the effect of qualified acceptance.
 2. (a) What is difference between an indorsement in blank

schen und bürgerlichen Zurück behaltungsrechte im deut-

schen Rechte.

2. Was versteht man unter der wirtschaftlichen und rechtlichen

Eigenschaft des Kontokorrentvertrages?

3. Übersetzen Sie die folgenden Sätzen:

(a) Insbesondere kann ein Kaufmann für Darlehen, Vor-

schüsse, Auslagen und andere Verwendungen schon vom.

Tag der Leistung an Zinsen berechnen und sind Kaufleute untereinander berechtigt, für ihre Forderungen aus beider-

seitigen Handelsgeschäften vom Tag der Fälligkeit an Zinsen zu fordern. Diese Sätze gehen von der Grundanschauung aus

dass der Kaufmann das entbehrt Kapital hätte fruchtbringend anlegen können und dass ihm die Absicht liberaler Zuwendung fehlt.

(b) Auf Antrag des Schuldners kann nach bürgerlichem Recht

der Richter eine unverhältnismäßig hohe Vertragsstrafe auf den angemessener Betrag herabsetzen. Diese Rechtswohlthat hat das Handelsgetzbuoh den schuldnerischen Volk Kaufmann genommen, auf Betreiben der Grosskaufleute selbst, die staatliche Reform und Verschärfung verschmähter.

總務科第一年総

帳簿 (1) 損益算定表

1 算術平均数 + 加重平均数 - フルスルカ
1 風土へ入へ出生死亡及シ婚姻リ認ム如何ナル時刻ト有スル

社外事 (渋村講師主観)

1 田然的外界の人間リ申ハニ識難

11 部族間ノ争闘ハ社会構成上如何ナル意義ヲ有スルカ

11 消費ノ社会的意義

1 美意識ノ發達

1 繩呂ノ製造工程ヲ説述ベシ

11 我國工場輸出ベル銅ノ種類及シ其用途如何

1 業業簿記 (技术講習主観)

1 下ノ試算表ニヨリ損益高ヲ計算シ資産負債表ヲ作ルヘシ

但シ什器評価 Y100.00 商品棚卸高1,074.00トス

試 算 表

45/6/30

借 方			貸 方	
残 高	合 計	勘 定 科 目	合 計	残 高
1,425.70	3,955.70	資 本	5,000.00	
1,580.00	4,030.00	現 第一銀行	2,530.00	
764.30	5,687.30	品 器	2,450.00	
120.00	120.00	商 仔	4,923.00	
55.00	55.00	運 送		
	690.00	手 形		
	2,500.00	取 手		
1,000.00	85.00	受 取		
60.00		雜 甲	1,500.00	
1,500.00	2,360.00	商 乙	25.00	
	1,500.00	利 子 及 引 料	860.00	
	20.00	假 托	2,000.00	
45.00	45.00	金	70.00	500.00
5,550.00	21,048.00		21,048.00	5,550.00

2. 云々へ最高の其能性の品へべくハ

45/6/1太田商店ヨリ商品代金 Y2,000.00ヲ買入レ代金ニ対シ
同店受取甲商店宛一覽払為替手形#1ヲ振出ス

6/5. 仙台鍋島商店ヘ売捌委託ノ為メ商品 Y1,500.00ヲ積送ル

商品ヲ受取り運賃 Y50.00現金ニテ立替支払フ

第一銀行ヨリ市村商店振出当店宛荷為替手形

(Y2,500.00) 顯示アリタルニ付引受ナス

6/15. 市村委託品乙商店ヘ掛ニテ売渡ス此代金 Y3,200.00也

市村委託品売捌済ニ付売上勘定書ヲ送付ス但未記入立替
雜費 Y5.00荷為替金利子 Y1.50手数料売上高ノ2%トス同店手
取金ハ当店ニ預リトス

6/20. 神戸山脇商店、京都三戸商店及当店三名ノ組合ヲ結
ヒ山脇商店ヨリ商品代金 Y6,000.00ヲ受取ル但シ損益等分ノ約
束ナリ (記帳分担式)

6/25. 新潟松田商店及当店両名ニテ組合ヲ結ヒ当店所有ノ
商品 Y3,000.00ヲ松田商店ニ積送リ運賃 Y100.00現金ニテ支払
フ但シ損益等分ノ約束ナリ (記帳全担式)

新潟経済 (川河義重著)

1 左へ掛文其文ニ翻訳ベくハ

The total utility of a commodity is measured by the intensity
of all the want which the existing supply of the commodity has
still left unsatisfied. Or remembering that unsatisfied wants
take the form of desires, we may define them thus : Utility is

the capacity to satisfy wants ; Value is the capacity to excite
desire. The total value of the commodity is equal to the num-
ber of units of supply multiplied by the value of the last unit,
for according to what has been called the law of indifference
no more will be given for one unit than for another.

1) 銀行 (Credit) ハ元利外諸課ベくハ

銀盤

此迄経緯

物權法第1編

日本憲法判例統第1年級ノヤハリ回ハ

經濟科第1年級

外交史 (稻田謙齋著)

1 特許同盟ノ成立及ヒ其變遷

1) エハローナ義ノ來歴

1) 十八年七月十五年獨仏露ノ危機ハ近クタル顧未
四 露之回歸成立ノ事態

五 北米合衆國ノ太平洋艦隊ノ次第

以上五題廿四ノ任意ノ二題ヲ取ヒテ解説ベくハ

貿易論 (杉謙齋著)

1 貿易特徴ノ同相ノ體定ヤハ

1) 本位貨幣ト補助貨幣ノ区別ヲ思ヒヤハ
交通政策 (原謙齋著)

1 手数料主義ベハ何ハ

1) 交通給付ノ原価ヲ説明スベシ

農業政策（柳田講師出題）

物權法第一二部

債權各論

左ノ三問ノ中二問ヲ答フレハ足ル

- 1 都会地周囲ノ農業ハ如何ナル影響ヲ都会ヨリ受クヘキヤ理由ヲ記載スルニ及ハス成ルヘク多クノ事項ヲ列記スベシ

- 11 米価騰貴ハ如何ナル場合ニ於テ農業ノ為メ有害ナリヤ若シ常ニ害ナシトセハ其理由ヲ明ニスベシ

- 111 家畜ノ飼養ニ適セサル農場ハ如何ナル種類ノ農場ナリヤ

右七科目法律科第二年級ノモノニ同シ

政治学（稻田講師出題）
経済科第三年級商行為
会社法

手形法

右七科目法律科第二年級ノモノニ同シ

セボンス氏貨幣論（中島講師出題）

- 1 Mention requisite qualities of the material of money.

- 2 What is a coin ?

- 3 What do you mean by the words "legal tender"?

- 4 Explain the meanings of the following terms :

a. Fractional Garrency

b. Token money.

c. Representative money.

d. Billon coin.

e. Composite Coin,

f. Composite legal tender system.

以上五題中ヨリ任意二二題ヲ択ヒテ解答スベシ

銀行論（内藤講師出題）

1 銀行ノ大組織ノ利害ヲ略述セヨ

11 預金、銀行券、債權ハ銀行ニ取り如何ナル差異アリヤ

111 小切手制度ノ発達ノ条件ヲ論述セヨ

四 銀行資金ノ運用ノ法則ヲ説明セヨ

五 中央銀行ノ正貨準備ノ必要ヲ述べ

以上五題ノ中二問ヲ選ヒ答フベシ

7. What is the Greshams law ?

國際公法

殖民地ノ財政ヲ略論スベシ

二 移民ノ國民経済上ノ価値ヲ問フ

社会及工業政策（桑田講師出題）

- 一 器械ノ応用ニ関シ農業ト工業トヲ比較セヨ

- 二 工業所在ト原料產地ノ関係ヲ説明セヨ

- 三 老癡保険ハ何故ニ官業ヲ必要トスル乎

商業政策（堀講師出題）

- 一 保護政策發達ノ原因

- 二 一般及ヒ協定税率制度ト複関税率制度（又ハ最高及ヒ最低税率制度）トノ差異及ヒ利害

行政法

保険法

海商法

破産法

國際私法

財政学

右六科目法律科第三年級ノモノニ同シ

商科第一年級

商業実務（田崎講師出題）

- 一 支配人ノ権限並ニ其制限

- 二 運送取扱人ノ業務

- 三 普通銀行ノ支払準備金ニ関シ所信ヲ述ヘシ

- 四 空手形鑑識上ノ注意事項

- 五 「コールローン」トハ何ソ

以上五題ノ中三題ヲ選ヒ解答スヘシ

売買取引（佐野講師出題）

一 德川幕府時代ニ行ハレタル帳合米相場ノ仕方ノ大要ヲ叙説シ其性質ヲ論セヨ

二 明治元年ヨリ全二十年ニ至ル本邦取引所制度ノ変遷ノ大要ヲ叙説スヘシ

工業通論（松浦講師出題）

- 一 交通機関ノ種類ヲ挙ケテ其適不適ヲ論スヘシ

二 一台金四千円ノ自動車ヲ購入シ乗合運輸業ヲ営マントス
今年利率七分、車輪ノ生命五年トスレハ一个年何程ヲ消却費
(Depreciation) トシテ積立ツヘキヤ
三 一日十時間ニ二百「グロツス」ノ製造力ヲ有スル「マツチ」
製造会社ヲ起サントス、起業目論見書ヲ作成セヨ

民法要論（西川講師出題）

- 一 未成年者ノ為シタル行為ノ効力如何

- 二 条件ト期限ノ區別ヲ説明セヨ

- 三 債務者ノ遲滞ノ責ニ任スル時期如何

商業算術（伊藤講師出題）

一定価ノ一割引ニテ売価ノ五分ヲ手数料トシテ支払ヒ又売価
ノ五分ヲ諸掛リトシテ費シ猶原価ノ三割五分ヲ利益セント欲
セハ定価ヲ原価ノ幾割増ト定ムヘキカ

二 中央商店ハ明治商会トノ間ニ交互計算ノ約アリテ左記貸借
アリ明治四十四年十二月三十一日付決算書ヲ作成セヨ

借方

明治商會

利率年六分

貸方

商科第一年級

44/7/1	前期繰越	y283.	40/7/15	商品一箇月掛	y850.
8/3	商品一箇月掛	y765.	9/18	手形一覧払	y30.
9/28	△ = △	y330.	10/31	現金	y545.
10/12	手形12/15払	y500.	12/19	商品一箇月掛	y1,450
11/8	商品一箇月払	y280.			
12/28	△ = △	y925.			

経済学

統計学

商品学

経済名謡（関講師出題）

経済学

統計学

商品学

商業実務（石川講師出題）

(書物辞書の使用ヲ禁ベ)

経済学

統計学

商品学

商業実務（石川講師出題）

右因村田経済科一年ノヤノリ回々

英文和訳（片山講師出題）

1. Culture is essential to the full enjoyment of pleasure ; for although a daisy is but a daisy, it is more to one man than to another.

2. He that has so many causes of joy, and so great, is very much in love with sorrow and peevishness, who loses all these pleasures, and chooses to sit down on his handful of thorns.

和文英訳（亘上）

鉄道（関講師出題）

1 普通鉄道、軽便鉄道、軌道ノ相違ヲ説明スくハ

11 鉄道當業費ハ運輸數量ト如何ナル関係アリヤ

同（大久保講師出題）

1 左記乗車券ヲ簡単ニ説明セラ

貨切乗車券、乗車券引換証、入場券

11 手荷物トシテ託送シ得サル物品ヲ列記セラ

商業地理（奈佐講師出題）

11 昔仁徳天皇ハ立上ル煙ノ少キヲ見テ民ノ貧キヲ憐マ給ヒキ

秀吉此所ニ城ヲ築キシテ次第ニ商業ノ盛ナル大都會トナレリ

11 職工組合ハ労働者ニ如何ナル利益ヲ与へ得ケキヤ

今ハ工業モ大ニ開ケテ煙突ノ煙ハ空ヲ覆ヘリ

1 中華民国ノ貨幣制度ハ商業上ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ

1 南米ニ於テ日本移民ノ労働シツツアル國ヲ擧ケ其地ノ状況

ヲ述フヘシ

三 露領地方へ旅行セントスル者ハ如何ナル手続ヲ要スルヤ

四 蘭領東印度ハ商業及ヒ移民上有望ナリヤ

五 バナマ運河及ヒ其近傍ノ状況ヲ述ヘヨ

右ノ内三問ヲ択フヘシ

簿記（鹿野講師出題）

一 某銀行ニ於テ左ノ取引アリタリト仮定シ日記帳ノ様式ヲ作リ記入ヲ為スヘシ

六月廿一日 佐々木文助ノ依頼ニ応シ乙地く（乙地ニ支店アリ）荷為替ヲ取組ム取引番号乙第一号貨物日本丸積肥料価格四方円保険金額同額手形日附六月廿二日附期日七月六日手形面金額三万円番号第一号荷受人太田徳治右割引料日歩一錢八厘手数料四錢ノ割ニテ引去リ手取金ノ内四千三百円ヲ以テ同人宛預金手形第一号ト為シ残高ハ現金ニテ支払フ

同日 木村文三ヨリ小口当座預金トシテ甲地支店宛谷太郎振出保証小切手第百号金五百五十円ヲ受取ル

同日 丙地支店ヨリ電報為替取組ノ報知アリ依頼人近藤太三

郎受取人近藤源助金額一千円番号電丙第一号符号ヨシ

同日 五十嵐喜太郎ノ依頼ニ応シ左ノ約束手形ヲ割引ク取引番号第三号

振出人中村宗兵衛名宛人上田勘助番号第八号振出日附六月

十五日期日七月十五日手形面金額二万五千円

右割引料日歩一錢八厘ノ割ニテ引去リ残高ヲ現金ニテ支払

11 銀行簿記ニ於テ日記帳合計欄ノ合計金額即チ振替ニ属スル金額ヲモ金銀勘定ニ転記スル理由如何

11 銀行ニ於ケル資産負債及ヒ損益ニ属スル勘定科目名拾科目以上ヲ列挙セヨ

英文和訳（岡田講師出題）

The not a "peace-at-any-price" man, I am not ashamed to say I am a peace-at-almost-any-price man. No doubt there are some vital questions which cannot be referred to Arbitration, but Earl Russell, a very high authority, said that there had not been a war for the last hundred years which might not well have been settled without recourse to arms.

和文英訳（回上）

一 学生ハ学問ヲ易シト思ヒ、事務家ハ事務ヲ易シト思ヒ、本來免ルヘカラサル苦痛ヲ苦痛トセスシテ、恰モ之ヲ輕蔑スルカ故ニ怠慢ノ心生スヘカラスト欲スルモ得ヘカラス。即チ是レ其ノ学ノ成ラサル所以ナリ。事務ノ舉ラサル所以ナリ。

（福沢諭吉氏人生之行路ノ一節）

11 如何ナル善政アル国モ、滌蕩懶惰ノ悪俗ノ為メニハ亡フルコトアリ。如何ナル惡政アル国モ、良風善俗ノ為メニハ亡ヒサルコトアリ。「善政未タ必スシモ惡俗ヲ移ス能ハス、善俗尚ホ以テ惡政ヲ救フニ足ル。」トハ此ノ謂ナリ。（竹越与三郎氏日本國民ノ理想ノ一節）

会社法
商法總則

商行為

貨幣論

セボン氏貨幣論

右五科目經濟科第二年級ノモノニ同シ

商業政策

銀行論

右二科目經濟科第三年級ノモノニ同シ

商科第三年級

計理學（鹿野講師出題）

1 売買勘定 (Trading a/c) 損益勘定純益処分勘定ヲ説明セヨ

m (Appropriation a/c)

11 償却資金勘定ヲ説明セヨ

11 諸向貸勘定ニ属スル負債ニ對シ貸借対照表調製上注意スベキ点ヲ述べ且其注意ノ必要ナル理由ヲ説明セヨ

財政学（中島講師出題）

1 土地増価税ノ利害ヲ比較シ之ヲ説明セヨ

11 我国關稅定率法ノ米穀輸入税ハ能ク農民ヲ保護スルノ効アリヤ否ヤ

商工經營（上田講師出題）

1 企業者ヨリ見テ工場制ト家内工業制トノ得失ヲ論セヨ

11 近時ノ商業界ニ於テ直接販売ノ發達スル状況ヲ述フヘシ

11 株式及社債ノ「アンダーライティング」(Underwriting) ムハ何ソヤ

内外事情（根岸講師出題）

一 会館公所ノ支那商人ニ及ホス影響
二 支那經濟界變遷ノ概況

三 支那交通ノ大要

四 牙行客商ノ事情

五 支那ノ人口四億アリトノ通説ノ真偽如何

以上五問ノ内三題ヲ選ヒ答案ヲ提出セラルヘシ

保險（石川講師出題）

海上保險ニアリテ保險者カ危險担保ヲ為ス程度ヲ表スル称

呼ヲ掲ケ其意味ヲ略説セヨ

1 海上保險ト海上保險ノ關係如何

同（伊藤講師出題）

1 一人ノ生命ニ關スル保險ノ種類ヲ挙ケ之ヲ説明スヘシ

1 保險料積立金ノ性質及ヒ其計算方法ヲ説明セヨ

海運（堀講師出題）

1 節ヲ説明スベシ

1 定期航海業ノ經營ハ如何ナル規模ヲ可トスルヤ其理由

日本經濟事情（上田講師出題）

1 明治初年以来不換紙幣ノ發行及ヒ整理ニ關スル事情ヲ述フ

くく

1 現今製糸資金ノ融通及ヒ回収ニ關スル事情ヲ述フヘシ

11 日本外國貿易ノ大勢如何

英文和訳（片山講師出題）

- What a glorious monument of human invention, which has in a manner triumphed over wind and wave ; has brought the

中央大学史資料集 第19集

正誤表をご確認ください

ends of the world into communion ; and has thus bound together those scattered portions of the human race, between which nature seemed to have thrown an insurmountable barrier.

- 1) to make out an Account sales for the above.

1) to write a letter to Delhi & Co, advising sales and enclosing Account sales and Draft.

手形法

右經濟科第一年級ノ中ノ回八

連商法

右經濟科第二年級ノ中ノ回八

2. Of course plain English readings can give an idea of Japanese verses only as flowers pressed and dried between the leaves of a book can represent the living blossoms in their natural surroundings.

和文英訳 (回上)

道ヲ行クリサボ車ニ乗ルリサ旅館ニ宿ルモ由カラ公衆ニ対スル礼儀アリ、衆人群集ノ場所ニテ他人ヲオシケ汽車汽船等ノ中ニテ我独リ広キ場所ヲ占領シ旅館ニテ夜晚ク高声ヲ發ハセ他人ノ安眠ヲ妨クルカ如キハ文明國民ノ為スくヤカニハシバ

英文和訳 (石川謙師主題)

Messrs. G. Delhi & Co. of Bombay consigned to you per s. s. "Georgetown" 125 B1 surat Broach to be sold by you on their ac't and risk. The cotton is sold at y42.50 per pel, the weights being 625 pels grass, and 600 pels net. The charges are fire ins y17.50 ; freight y310 ; cartage and portorage, y31.25 ; storage, y23.50 ; your com on, $2\frac{1}{2}$ 70 of the total procecds. The net proceeds due to them you send to them by a draft on the Yokohama specie Bank of Bombay.

You are required.